

令和元年5月 守口市教育委員会定例会の概要

- 日 時 令和元年5月29日(水)
午前10時00分～午前11時27分
- 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室
- 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊 生涯学習・スポーツ振興課 宮垣 義隆

ほか担当職員

- 教育長 ただいまから、教育委員会の定例会を開催いたします。

日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長 異議なしと認め会議時間は正午までの2時間といたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。本日の定例会において、傍聴の申請があり、許可しようと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 では、異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

なお、傍聴は10人まで許可することといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○教育長 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。傍聴人に対しての諸注意を事務局よりお願いいたします。

○事務局 傍聴人におかれましては、既にお渡ししております守口市教育委員会傍聴規則を熟読の上、聴取していただきますようお願いいたします。

以上です。

○教育長 それでは、次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は渡邊委員を御指名申し上げますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、ここで守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。

以降の審議の順序変更等、審議の方法についてでございます。

日程第3、議案第12号「令和2年度使用小学校教科用図書調査員の推薦について」は人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認めまして、日程第3、議案第12号につきましては秘密会にて審議することといたします。

次に日程第4、議案第13号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」を議

題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第13号令和元年度教育費補正予算案についての意見。

令和元年度教育費補正予算案についての意見を次のとおりとする。

令和元年2月21日提出、守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第13号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

議案書2ページから5ページを御覧いただきますようお願いいたします。

守口市プログラミング教育推進事業につきましては、当初予算後に交付額が確定したもので、年度内に事業実施となることから、補正をしようとするものでございます。議案書5ページ、項目1守口市プログラミング教育推進事業は文部科学省からの公募に係る通知を受けて、本市教育委員会が事業申請したところ、選考・審査を経て採択され、文部科学省から事業委託を受けたことから実施するものでございます。守口市プログラミング推進事業での歳入といたしまして、国庫支出金・委託金・教育費委託金で445万1千円の補正でございます。歳出につきましては、教育費・教育総務費・教育研究費で445万1千円の補正で、内訳につきましては、報償費報償金で98万5千円。旅費の費用弁償で24万2千円。需要費の消耗品費で281万6千円。需要費の印刷製本費で18万円。使用料及び賃借料の使用料で22万8千円でございます。

続きまして、項目2施設維持管理事業 小学校費及び項目3施設維持管理事業 中学校費につきまして御説明申し上げます。市教育委員会ではよりよい教育環境整備に係る教育諸条件の向上に向け、小中学校の特別教室への空調設置と老朽化が進む学校トイレの改修について、これまで検討を進めておりました。そのうち、特別教室への空調設置につきましては、国において、昨年度の猛暑に起因する健康被害の発生状況を踏まえ、2018年度において、新たに交付金を創設する補正予算措置が行われた

ことから、当該交付金の交付決定を受け、2019年度中の設置完了に向けて事業を進めております。

また、学校トイレの改修につきましても、国が「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」を掲げ、安全性及び機能性の面で学校施設強靱化とともに教育環境の改善を図るための交付金が2018年度第2次補正予算及び2019年度当初予算で措置されるとともに、2019年度事業の追加募集が行われ、小中学校におけるトイレ改修事業に対し国土強靱化に資する事業として推進するとの方針が示されております。

つきましては、国の財政支援である当該交付金を活用し、新設校を除く小中学校合計16校のトイレ改修事業の実施に向け、実施設計に要する費用の補正予算措置が必要となるものでございます。内訳につきましては、項目2 施設維持管理事業 小学校におきまして新設校を除く既存校10校のトイレ改修に係る実施設計委託料で5,700万円を計上しております。

項目3 施設維持管理事業 中学校におきましても、小学校費と同様に新設校を除く既存校6校に係るトイレ改修の実実施設計委託料で3,300万円を計上しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 はい、説明が終わりました。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。ございませんか。

○委員 国のプログラミング教育にかかわる新しい試みに手を挙げてやっていくというところではありますが、導入段階で国事業を使ってやり始めるということはいいいけれども、全ての学校に広げていくという段階になったとき、予算措置等の見通しについて少し補足をしていただければ。

○事務局 今年度の指定校は錦小学校で、マイク、スピーカー、WEBカメラ15台設置しまして研究を進めてまいります。次年度以降に関しましては、15台につき

まして1台を教育センター管理の元、大学へ、残り14台につきましては、小学校及び義務教育学校前期課程の1校に1台ずつ再配備しまして活用できるように進めていきたいと考えております。

○委員 国は当初導入するときにはやってくれるのでしょうか、2年目以降について大学との連携の費用であるとか、ずっと打ってくれるのかどうかその辺りはどうですか。

○事務局 今年度に限った公募で、次年度に関しては、公募もあるかどうかも分からない状況でございます。今回、導入する機材を用いてどのように出来るのか、担当教員がプログラミング教育について検証したり、大学との連携も継続して進めてまいります。

○事務局 1点補足させていただきます。今申し上げましたとおり、今年度の研究成果を踏まえまして、次年度以降必要な経費等につきましては検討させていただこうと考えているところでございますが、連携している大学の講師の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

○委員 せっかく国の事業に手を挙げてやっていこうということですから、国は、最初に設備等ハードの部分については補助をしてくれるけれども、2年目以降については、特にソフトの部分に関してはもう自分のところでやりなさいということが多いですし、こういう事業に関してはやはり先生方を育てていって、結果としてソフトの部分が多分に成功するかどうかのキーポイントになることが多いですから、そういう意味でやっていくということはICTに力を入れている者としては頑張ってもらいたいというふうに思います。今後の見通しをやはり計画的にしておかないと、特にソフト面、あるいは教員の養成の問題も含めた問題、課題は結構あるように思いますので、始めるに当たっての詳細な計画を、御検討をいただきたいというふうに思います。

○教育長 ほかにございませんでしょうか。

○委員 国のプログラミング教育推進事業に手を挙げて、交付金をいただく。そこで学習したことをそれぞれの学校の先生に行き渡るように知育向上、人材を育成するというところに力を入れたんですね。併せもって計画を立てて行ったほうがより現実的。予算措置というのは市全体でつく場合もありますし、国の補助金もこれを進めますので、また次年度からいろいろな計画を国もしていますので、そこに携わる先生をいかに育て上げていくのか。プログラミング教育がいかに教育の質的効果に貢献できるのかということそれぞれに踏まえていくということも非常に大事な要素になると思います。

○事務局 プログラミング教育を各学校に広めていく教員の育成に関しましては、プログラミング教育推進事業としまして、各小学校に担当教員を配置し、年間4回の研修を通しながら次年度本格実施に向けてプログラミング教育に特化した年間計画を作成し実施できるように進めているところでございます。錦小学校で遠隔教育によりプログラミング教育を広めていくことに関しては、そこも研修の1回と位置づけており、実践報告など大学、講師から助言をいただき進めていく計画でございます。

○教育長 ほかはございませんか。

○委員 このプログラミング教育推進事業というのは、守口市以外、全国でどれぐらいの件数あるんでしょうか。

○事務局 公募は、去年は6地区と聞いております。今年度に関しましては、何カ所かに問い合わせたところ、本市と同様、補正予算での対応という地区もございまして、まだ、公表できないとの回答でした。文科省に問い合わせたところ、継続のところがあると聞いておりますし、同じく今年から新規というところもあります。

○委員 ぜひ、守口市の教育が、意欲的に取り組んでいるということを、例えば錦小学校の児童、そして保護者、市民に発信していかれたらいいと思います。

○教育長 プログラミング教育が中心になってますが、トイレ改修等について何かございましたらお願いいたします。

トイレ改修については、できるだけ早く改修すると同時に、学校教育に支障がないよう、学校と十分に話をして計画を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、この補正予算について、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決をいたしたいと思います。

議案第13号につきましては原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　それでは異議なしと認め、議案第13号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、次に日程第5、議案第14号「さくら小学校新築工事請負契約の締結についての意見」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局　議案第14号「さくら小学校新築工事請負契約の締結についての意見」

「さくら小学校新築工事請負契約の締結についての意見」を次のとおりとする。

令和元年5月29日提出、守口市教育委員会教育長　首藤修一。

○教育長　それでは議案の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、議案第14号「さくら小学校新築工事請負契約の締結についての意見」を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書は6ページから14ページまでを御参照いただきたいと思います。

それでは、議案書に沿いまして説明させていただきます。さくら小学校新築工事の請負契約の工事概要でございますが、さくら小学校新築工事に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものでございます。その請負契約に関しましては、5月17日に条件つき一般競争入札を執行いたしました結果、南海辰村建設株式会社が予定価格の範囲内の33億6,800万円で落札し、議案書の記載のとおり

り、消費税込みの37億480万円で5月21日に仮契約を締結させていただいたものでございます。

なお、施工場所は守口市東光町2丁目1番4号、旧三郷小学校等の跡地でございます。工事期間につきましては、議決の日の翌日、ただし、その日が市の休日に当たる場合はその翌日から、令和3年3月10日でございます。

9ページをお開きください。左側の施設概要につきまして敷地面積は1万6,258.38平米。建築面積は5,622.44平米。延床面積は1万336.98平米となっております。

建築規模は広い敷地面積を生かし、教室と屋内運動場を含めた2階及び屋上プールをあわせまして、地上3階、建物の高さは16.62メートルの形状となっております。その他の項目は記載のとおりでございます。

右の配置図を御覧ください。新校舎は旧三郷小と同様に敷地の北側に校舎を配置し、南側にグラウンドを配置いたします。子ども達が、登下校時に使用する校門は敷地中央部の東西に設け、守衛棟側の東側の校門とともに、西側の校門北側には大枝交番を校舎と一体的に整備してまいります。これまで学校の歴史を見守ってきた大きな樹木を活かしながら、広い学校敷地を活かして外形を細分化し、凹凸のある豊かな表情をもつ形状となっております。

続きまして、10ページをお開きください。こちらは1階の建物平面図となっております。1階南側から昇降口に入りますと、正面に図書を設置するICTライブラリー、PCコーナー、発表などのさまざまな活動で活用できるICTホールを中心として1、2階を使い、横断的に学びが連続する学習空間を設けており、この新校舎の特徴的な空間が広がります。

その先にある大きな樹木を活かしたふれあい広場を中心として、校舎南側の昇降口南側に職員室をはじめ、事務室、校長室等の管理諸室、その北側には調理室の先に子ども達の教育活動はもとより、地域の方々の活動においても活用できるランチルーム

を兼ねた多目的室と家庭科教室を配置しております。そこから左に理科教室、音楽教室、図工教室が取り囲み、特別教室を1階にまとめた配置となっております。

また、平面図左上には児童クラブと地域交流スペースがあり、近くに門を設けることで送迎はもちろんのこと、地域の方たちにも利用しやすい配置としております。

また、左側の芸術広場は音楽教室や図工教室に面していることから、開放部を設け広場と一体的な活動が可能となるつくりとするとともに、その南には大枝交番、さらに南側のグラウンドに面する位置にボランティア室と会議室を設置いたします。

11ページを御覧ください。2階の平面図でございます。2階には6学年の全普通教室並びに特別支援教室をまとめて配置し、回廊型とすることで異学年交流の促進への期待とともに、校舎の南側にアリーナを設置し、日々子ども達の活動の動線がスムーズになるよう配慮しております。

12ページをお開きください。3階の立面図でございます。中央にプール、更衣室等を設置するとともに、エレベーターホール横に備蓄倉庫を配置しております。

なお、13ページは建物の南側と西側から見た立面図を、14ページには建物の断面図でございます。

なお、工事の施工につきましては、施工業者、施工監理業者と十分に協議を行いながら令和3年3月の工事完成に向け進めてまいります。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 南海辰村建設株式会社の守口市での施行実績がどうかということ。それから、この会社の学校建築の実績もお聞かせ願えますか。

○事務局 南海辰村建設の守口市での実績はございませんが、羽曳野市で市立中学校の校舎棟の建設の改修等の実績があることを確認しております。

○委員 昨今、資金繰りが大変でなかなか工期がかかるということでございますが、

間に合わせなきゃ話になりませんが大丈夫なんでしょうか。

○事務局 工事期間としましてはこの6月から2年後の3月ということですが、もちろん工事進捗につきましても施工監理業者、施工業者と綿密に打ち合わせをしながら確実に工期内に完成させるように努めてまいります。

○委員 それと、普通教室が2階に全部集中してるということですが、何室あって開設当初は何クラスでの開設を想定されているかお聞かせください。

○事務局 2階は、普通教室は全15教室ございまして、少人数教室含めまして普通教室は最大16教室になっております。開校当初の見込みですが、令和3年では15学級を予定しております。

○委員 ということは、1クラスほどはゆとりがあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○委員 わかりました。

○教育長 すばらしい学校を造っていただくと同時に市民の皆さん、地域の皆さんにも活用できるようにしていただきたいというふうに思います。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思えます。

議案第14号につきましては原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第14号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に日程第6、議案第15号「(仮称)守口市立図書館改良工事請負契約の締結について」の意見を議題といたします。議題の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第15号「(仮称)守口市立図書館改良工事請負契約の締結についての意見」

「（仮称）守口市立図書館改良工事請負契約の締結についての意見」を次のとおりとする。

令和元年5月29日提出、守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第15号「（仮称）守口市立図書館改良工事請負契約の締結についての意見」を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書は15ページから24ページまでを御参照いただきたいと思います。

16ページをお開きください。（仮称）守口市立図書館改良工事請負契約の工事概要でございますが、（仮称）守口市立図書館改良工事に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものでございます。この請負契約に関しましては5月17日に条件つき一般競争入札を行いました結果、株式会社中道組守口営業所が予定価格の範囲内の6億543万円で落札し、議案書の記載のとおり、消費税込みの契約金額6億6,597万3千円で5月21日に仮契約を締結させていただいたものでございます。

施工場所は守口市大日町2丁目14番10号、現生涯学習情報センターでございます。なお、工事期間につきましては、議決の日の翌日、ただしその日が市の休日に当たる場合はその翌日から令和2年1月31日まででございます。

18ページをお開きください。こちらは（仮称）守口市立図書館の配置図、工事概要でございます。用途は市立図書館、敷地面積は4,012.61平米、延べ床面積は約8,806.96平米となっております。構造は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階、地下1階となっております。

19ページは地下1階の平面図となっておりますが、こちらは車どめのみの改修でございます。

20ページにまいりまして、1階の平面図でございます。初めに外構の部分に関し

ましては天然芝を取り入れたスペースにさせていただくものでございます。建物内部では子ども図書コーナーをメインに配置し、読み聞かせなどができるキッズコーナーを併設するとともに、朗読録音室やエントランスホール及び喫茶コーナーまた、交流スペース、文化財展示室などを配置いたしております。

21ページを御覧ください。2階の平面図でございます。メインの図書フロアになります。一般開架コーナー、ラウンジコーナー、芸術文化コーナーを初め、自習コーナーなどを配置いたしております。

22ページにまいりまして、3階平面図でございます。一般利用も可能なエリアとしまして防音スタジオ、スタジオ1、2及び会議室1、2、レファレンスコーナー、録音ブース、ダビング室、事務所を配置しております。

23ページを御覧ください。4階の平面図でございます。多目的ホールは今回の改修工事には含まれておりません。プラネタリウムを円形ホールに改修しております。

次に5階部分ですけれども、吹き抜け部分でございます。

なお、工事の施行につきましては、工事期間中安全の確保並びに地域周辺の工事対策については、施工業者、施工管理業者と十分に協議を行い、万全の体制で実施する予定とさせていただきます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 駐車スペースの車の収容台数、それから多目的ホール、円形ホールの収容人数を教えてくださいませんか。

○事務局 まず駐車場につきましては、24台となっております、円形ホールにつきましては、椅子を固定したものではなく、自由に配置ができるものとし、100名から200名程度は入れるというふうに思っております。多目的ホールにつきましては、200名程度の収用人数で想定しております。

○教育長　ほかございませんか。それでは、御意見、御質問がないようでございますので、採決をいたしたいと思います。議案第15号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　それでは、異議なしと認め、議案第15号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に日程第7、議案第16号「守口市立中学校に係る運動部活動の方針の一部改正について」を議題といたします。それでは、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局　議案第16号「守口市立中学校に係る運動部活動の方針の一部改正について」

「守口市立中学校に係る運動部活動の方針の一部改正について」、次のとおりとする。

令和元年5月29日提出、守口市教育委員会教育長　首藤修一。

○事務局　それでは、議案第16号「守口市立中学校に係る運動部活動の方針の一部改正について」説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書25ページから29ページ、また本日配布させていただいております資料の新旧対照表を御参照いただきますようお願いいたします。

本方針につきましては、スポーツ庁の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、大阪府教育委員会の「大阪府運動部活動のあり方に対する方針」を参考に平成31年2月、教育委員会定例会にて御承認いただき、今年度4月より運用しております。なお、本方針は運動部活動に係る内容となっておりますが、文化部活動についても本方針に準じた運用をするよう通知させていただき、本市立学校の全ての部活動を対象とし運用を進めているところでございます。

文化部活動の取り扱いにつきましては、大阪府教育委員会が文化庁策定の「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、運動部活動及び文化部活動を

あわせた「大阪府部活動のあり方に関する方針」を平成31年2月に策定したことから、本市におきましても同方針を参考に、守口市立中学校に係る運動部活動の方針を文化部と運動部をあわせた守口市立中学校に係る部活動の方針へと一部改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。国のガイドライン並びに府の方針ともに文化部活動、運動部活動に係る休養日や活動時間の設定等の運用については特に違いはございません。そのため、運動部に係る内容であった箇所、文化部もあわせた内容へと文言を改めているものが基本となっております。

例えば、新旧対照表1ページを御参照いただけますでしょうか。本方針の策定の趣旨等の1項において「スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒」の箇所を「スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒」へと改めております。

また、3ページの「合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み」（1）適切な指導の実施のイにおきまして、「スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることを」「生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることを」へと。「過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する」の箇所を「過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外のさまざまな活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること」と改めております。

なお、本方針の一部改正に伴い、現在、本市立学校における運動部活動並びに文化部活動の実質的な運用に変更は生じませんが、今後も教育委員会事務局としましても、実施状況を把握しながら本方針に則った適切な運用が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、守口市立中学校に係る運動部活動の方針の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。実質的には今までどおりということだと思います。

御意見、御質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第16号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　それでは、異議なしと認め、議案第16号につきましては原案どおり承認いたしました。

これで、本日の日程は終了しました。傍聴人は退場してください。